



2025年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 金 本 彰 彦
(コード番号：2588 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 I R 部
(<https://premiumwater-hd.co.jp/contact/>)

臨時株主総会招集のための基準日の取り消し、 臨時株主総会招集及び種類株主総会招集のための基準日設定のお知らせ

当社は、2025年11月20日付の取締役会において、2025年10月9日付「臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」及び2025年11月10日付「(変更)臨時株主総会開催予定日の変更に
関するお知らせ」にて設定いたしました基準日(2025年10月27日)を取り消すとともに、改め
て、当社臨時株主総会及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下、総称し
て「本臨時株主総会」といいます。)の招集のための基準日を設定することを決議いたしましたの
で、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日設定について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025
年12月5日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨
時株主総会における議決権を行使できる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をい
たします。

- (1) 基 準 日 2025年12月5日(金)
- (2) 公 告 日 2025年11月20日(木)
- (3) 公 告 方 法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<https://premiumwater-hd.co.jp/ir/>

2. 本臨時株主総会の開催予定日について

2026年1月下旬

3. 臨時株主総会の基準日の取り消し、臨時株主総会招集及び普通株主による種類株主総会招集の ための基準日の設定の理由

今回の基準日の取り消し及び再設定は、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主
総会の基準日を新たに設定することに伴い、臨時株主総会招集の基準日と普通株主による種類
株主総会の基準日を一致させ、手続きの整合性を確保することが適切であると判断したこと

よるものです。

このため、先に設定した基準日を取り消したうえで、両総会のための基準日を改めて設定することといたしました。

4. 本臨時株主総会の付議議案及び開催場所等について

本臨時株主総会において、付議予定の議案内容、開催日時及び開催場所等の詳細につきましては、今後開催する当社取締役会において決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上